

別紙 7 Biz-agera ネットワークサービスの規定

第 1 条(利用契約)

当社は、利用規約第 11 条(契約の成立)により契約者が申し込みした契約のサービスカテゴリー名がネットワークの場合に、別紙 7-1(サービス種別表 Biz-agera ネットワークサービス)に規定するサービスメニュー(以下、「本サービスメニュー」といいます)を提供します。

第 2 条(サービスの提供対象)

本サービスメニューの提供地域は日本国内とし、別途当社の定めるサービス提供可能拠点及び契約申込者利用場所において、本サービスメニューに対応したいずれかの加入者回線の提供を得られる(当社が接続するための設備を有していない加入者回線は除く。)地域または場所に限定するものとします。

2 当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続点までとします。

3 契約者は、理由の如何を問わず、本サービスメニューにて提供、貸与する機器を日本国外に持ち出すことができません。

第 3 条(最低利用期間)

本サービスメニューの最低利用期間は別紙 7-2(最低利用期間 Biz-agera ネットワークサービス)定めるとおりとします。

2 契約者は、最低利用期間内に利用契約の解除を行った場合には、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する月額費用に相当する額を一括で支払うものとします。

第 4 条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し、解除の日の 1 ヶ月前までにその旨を書面で通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が 1 ヶ月未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から 1 ヶ月を経過する日に生じるものとします。

2 前項により、契約者が利用契約の解除を通知した場合、契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に、当社より提供しているネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を契約者の負担により返還するものとします。ただし、当社は契約者に通知してネットワーク接続装置及びリモート接続用機器の所有権を放棄することができるものとします。なお、この場合、当社はネットワーク接続装置及びリモート接続用機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

3 前項の期間内に、契約者がネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を当社に返還しない場合、当社は契約者に対して、違約金を請求することができるものとします。

4 本契約は、契約者が、ネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を返還した日もしくは違約金を支払った日、または当社が通信機器の所有権を放棄した日に終了するものとします。

5 前項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、本契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第 5 条(契約内容の変更)

契約者は、当社が別途定める事項に限り、契約事項の変更することができます。

2 契約者が契約事項の変更を行う場合は、当社所定の書面を以て当社に請求するものとします。

3 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について書面その他の方法で通知します。

4 当社は、第 2 項の請求があった場合において、その請求を承諾することが技術的に困難であるなど、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。その場合、利用規約第 11 条(契約の成立)第 3 項各号を準用します。当社が申し込みを承諾しない場合は、その理由を契約者に通知します。

第 6 条(加入者回線の契約)

本サービスメニューの利用において、電気通信事業者の提供する電気通信回線を加入者回線とする場合、当社の単独名義とし、かかる費用は当社が負担します。

2 契約者は、当社が定める費用を当社の請求に基づいて支払うものとします。

3 前項の加入者回線の契約においては、当社が特別に認める場合を除いて、加入者回線を提供する電気通信事業者に対し長期継続利用の申し出を行わないものとします。

第 7 条(ネットワーク接続装置およびリモート接続用機器の管理)

契約者は、次のことを守るものとします。

(1) 当社の承諾がある場合を除き、ネットワーク接続装置及びリモート接続用機器の停止、移動、取り外し、変更、分解、または、損壊をしないこと。

(2) ネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を善良な管理者の注意をもって管理すること。

(3) 当社からの通知事項をセキュリティ情報として厳重に管理すること。

(4) 当社から機器の提供を受ける場合、契約者は当該機器を厳重に管理し、引渡し時の原状を維持することとし、譲渡または担保に供し、もしくは転貸または売却して第三者に利用させてはならない。

(5) 契約者は、契約者のネットワーク内に接続するコンピュータ、ネットワーク接続装置類等及びリモート接続用機器を厳重に管理するものし、これらの不正利用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じるものとします。

2 前項の規定に違反して契約者のネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を亡失し、または、毀損したときは、契約者は、当社が指定する日までに、契約者の負担において、当該装置を回復し、または、修理するものとします。

第 8 条(ネットワークの接続)

当社は、契約者が設置、および、管理するネットワーク接続装置(以下、「契約者のネットワーク接続装置」といいます。)について、当社が利用契約に基づき本サービスメニューを提供するための加入者回線を設置し、契約者が指定する場所において契約者のネットワーク接続装置と加入者回線を接続します。

2 ネットワークの接続方法は、当社が定める基準に従って契約者のネットワーク内に設置するネットワーク接続装置と、当社のネットワークセンターに設置するネットワーク接続装置とを接続するものとします。

3 契約者のネットワーク接続装置と当社のネットワーク接続装置とを接続するために使用される加入者回線及び加入者回線に付随する回線接続装置、屋内配線等を設置するために必要となる場所は、契約者に提供していただきます。

第 9 条(加入者回線の種類の変更)

当社は、本サービスメニューの加入者回線について、その種類を変更していただくことがあります。その場合は、事前にその内容について通知します。

第 10 条(ネットワークセンターの変更等)

当社は、ネットワークセンターに設置したネットワーク接続装置について、その種類や設置場所を変更することがあります。

2 ネットワーク接続装置の種類や設置場所の変更により、契約者側に設置されるネットワーク接続装置の設定等の変更が必要になることがあります。

3 ネットワークの接続装置の設置場所の変更により、契約者の利用する加入者回線の変更または加入者回線の契約内容の変更が必要になることがあります。

4 第 2 項または第 3 項の場合は、契約者に対し相当な期間においてその旨を書面またはその他の方法で通知します。

5 第 2 項に定めるネットワーク接続装置の変更、および第 3 項に定める加入者回線の変更または加入者回線の契約内容については、契約者の負担により行っていただきます。

第 11 条(ネットワークセンターの廃止)

当社は、都合によりネットワークセンターを廃止することがあります。この場合、当社は、契約者に対し事前にその旨を書面またはその他の方法で通知します。

2 契約者は、前項ネットワークセンターの廃止があったときは、当社に申請することにより、ネットワークセンターを変更してサービスを受けることができます。

3 契約者は前項の申し出において、第 5 条(契約内容の変更)の規定を準用します。

第 12 条(料金等)

本サービスメニューの料金は、別紙 7-3(料金表 Biz-agora ネットワークサービス)のとおりとします。

第 13 条(初期費用の支払義務)

契約者は、本契約に基づいて、別紙 7-3(料金表 Biz-agora セットネットワークサービス)に定める初期費用の合計した額を支払う義務を負います。

2 約者が本サービスメニューの利用に伴い有料のオプションサービスの申し込みをした場合、当社が当該有料オプションサービスの申し込みを承諾した時点で、オプションサービス初期費用の支払い義務(初期費用があるときに限ります。)が発生します。

3 契約者が契約申込みをした場合、契約者のネットワーク接続装置と本サービスメニューとの接続の完了、又は未完了の状態に係らず、当社が本サービスメニューの利用開始に必要な工事に着手した時点で、契約者は初期費用を支払う義務を負います。又、工事の着手以前の場合でも、当社が契約申込みを承諾した時点で、契約者は、当社が規定する初期費用の支払い義務を負う場合があります。

4 別紙 7-3(料金表 Biz-agora ネットワークサービス)に定める初期費用は、平日昼間帯(平日とは、土曜日・日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいいます。)を除く日をいいます。昼間帯とは、午前 9 時から午後 5 時までとします。)で、当社が作業を実施した場合です。契約者が平日昼間帯以外で工事実施を希望し、当社が実施する場合には、別表に定める初期費用以外に加算額が発生する場合があります。

第 14 条(月額費用等の支払義務)

契約者は、本契約に基づいて当社が定める利用開始日から起算して、解除等があった日の前日までの期間(当該利用開始日と当該解除の日が同日である場合は、1 日。以下、「サービス利用期間」といいます。)について別紙 7-3(料金表 Biz-agora ネットワークサービス)に定める額の合計を支払う義務を負います。

2 契約者は、当社が提供する有料のオプションサービスの利用を開始した日から起算して、当該サービスの解除等があった日の前日までの期間(当該利用開始日と当該解除の日が同日である場合は、1 日。以下、「オプションサービス利用期間」といいます。)について、オプションサービス利用期間に定める額の合計を支払う義務を負います。

3 本サービスメニューの料金の算出については、利用規約第 21 条(提供中止)または利用規約第 22 条(提供停止)の規定に

より、本サービスメニューの提供が停止された期間であっても、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第 15 条(料金等の計算方法)

本サービスメニュー契約において、当社は契約者に対し、別紙 7-3(料金表 Biz-agera ネットワークサービス)に規定する月額費用について、別紙 7-3(料金表 Biz-agera ネットワークサービス)に指定のない限りにおいて、利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合、翌月分より月額費用を請求することとします。

2 契約解除日が、第 3 条に規定する最低利用期間の経過後である場合、当該月分について月額費用を請求することとします。

第 16 条(当社の装置維持基準)

当社は、本サービスメニューを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

第 17 条(契約者からの電力の供給)

契約者のネットワーク接続装置、および、本サービスメニューの加入者回線に関して必要となる電力は、契約者にて提供することとします。

第 18 条(ネットワーク接続装置の設置)

契約者は、当社が契約者のネットワーク内に当社の選定したネットワーク接続装置を設置することを了承するものとします。

2 契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。

3 当社が設置したネットワーク接続装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合によりネットワーク接続装置内の設定内容を変更する場合があります。

4 当社が設置したネットワーク接続装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。

5 当社は、契約者が当社のネットワーク接続装置に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

第 19 条(当社による開通工事)

当社が設定したネットワーク接続装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が契約者宅内の設置および撤去を行います。

付則

本規定は、平成 24 年 4 月 23 日から実施します。